

高柳信一による大学自治論の現代的意義と課題 —「金銭の支配力」との対抗関係に着目して—

川口洋誉

はじめに

本稿は、高柳信一によって展開された大学自治論（以下、高柳自治論と表記する。）の素描を通して、同自治論における「大学の自治」もしくは「学問の自由」の概念の獲得を図ろうとするものである。

高柳自治論とは、1960–1970年代において、行政法学・憲法学・教育法学を基盤として展開された大学自治論の一つであり、当時、大管法制定問題や大学紛争、教育裁判の頻発などを社会的背景として、そうした社会問題への実践に対して「学問的な裏打ち」¹⁾を与えるものであった。当時もしくは1980年代には、同自治論における市民的自由を基盤とする「特別の自由」としての「学問の自由」理解²⁾や、同じく「学問共同研究者説」とされる学生参加の理論形成³⁾などに対して注目を浴びることとなったが、近年では新自由主義的教育改革に基づく高等教育財政の構造的変革の進行のなかで、特に同自治論における雇業者・貨幣所有者の「金銭の支配力」への着眼、大学の財政自治権・社会経済的独立性の確保の重要性についての指摘が、改めて同自治論への注目を集めている⁴⁾。高柳自身も「『学問の自由』論の内実は、金銭の支配力との対抗関係において、いかにして研究の自由を確保するかという問題である」と述べている通り⁵⁾、学問の自由・大学の自治は研究者・大学に対する「金銭の支配力」への対抗手段として捉えられており「金銭の支配力」とは同自治論におけるキーワードの一つとなっている。

そこで、改めて「金銭の支配力」を軸にして高柳自治論を整理し直すことは、同自治論の特徴をより明確にするとともに、現代高等教育政策分析の視座獲得に何らかの示唆を与えるものとなるのではないか。よって、本稿では、(1)「金銭の支配力」とは何かを確認した上で、(2)高柳自治論の基盤をなす学問の自由の保障根拠、および(3)高柳が自治内容のうち特段の重要性を認めている財政自治権・社会経済的独立性の問題について、「金銭の支配力」を軸に再整理し、さらに(4)「金銭の支配力」への着目に起因する名宛人に関する高柳の理解をとりあげ、同自治論を素描することを課題とし、これらによって本稿を構成するものとする。

1. 「金銭の支配力」と学問の自由の保障根拠

(1) 高柳の「金銭の支配力」理解

ここでは、本稿で高柳自治論の再整理の軸としてとりあげる「金銭の支配力」について確認して

おきたい。

高柳は、次のように「金銭の支配力」を説明する。まず、貨幣所有者が、自らが有する貨幣を誰に与えるか、もしくは与えないのか、またはどのように与えるのかについては、全くの自由であるというところから話は始まる。貨幣所有者の貨幣の処分の自由は市民法（「公法・私法の両者を含む」⁶⁾。）上、当然に認められる権能であり、また「一般市民法上、何人も、自己の信条に反する内容の契約は、本人にとって経済的に有利な内容であっても、これを締結しない自由をもつ」⁷⁾のである。さらに、貨幣所有者が自らの貨幣を賃金にして他者を雇用し、使用者となった場合でも、それは使用者の権能として、使用人に対して「職務（業務）命令権、監督権、懲戒権、免職処分（解雇）権」⁸⁾等を有することになり、これらもまた市民法上の当然の権利であるとされる。つまり、「金銭の支配力」とは、貨幣所有者が、持たざる者との間での貨幣所有の格差ゆえに生じる権限であり、それらを労使関係に当てはめれば、資本による賃労働の支配・搾取の関係のうちでの使用者の自由であるとされるものであると言えるだろう。しかも、それらは市民法上、当然として認められるものであって、近代市民社会、とりわけ経済社会においては全く不可欠の社会構成条件の一つであると言える権能、権利である。

（2）学問の自由の保障根拠の前提

しかし、ここで問題となるのは、貨幣所有者のこの当然の権能が真理探究、学問研究の場面に持ち込まれ、それらを制限・規制する場合である。高柳はまさにここに学問の自由の保障の理由を求めていくことになる。本項では、いわゆる「市民的自由説」⁹⁾と評される高柳の学問の自由の保障根拠についての所見を「金銭の支配力」に着目して再整理したい。

高柳の学問の自由の保障根拠に関する発想の前提には、権利主体としての市民と研究者との区別がある。研究者とは、大学などの教育研究機関に雇用され、「学問研究という社会的分業」を通じて生計を得る者であり、彼らは研究活動とともに教育活動にも従事することから高柳はしばしば彼らを「教員研究者」と呼び、また「研究者たろうとする者」もこれに含まれる¹⁰⁾。さらに、権利主体の区別に合わせて、市民の「真理探究の自由乃至は知的自由 (intellectual freedom)」と教員研究者の「特別の自由」としての「学問研究の自由 (academic freedom)」という“ひとまず”の区別がなされる。その上で、高柳は、教員研究者の特別の自由として学問研究の自由を積極的に認め、それが「広汎な国民一般の市民的自由の基盤」¹¹⁾の上に構成されるという市民的自由説を展開する。

高柳は、市民的自由説を展開するなかで、学問の自由の保障の「主眼」を特別の自由、より直接的に言えば「教育研究機関における教員研究者の教育研究の自由」、「大学の自治」に置くことになり、学問の自由の内容には「個人（市民）の学問研究の自由」も含まれるが、それ自体は学問の自由がなくても他の市民的自由を根拠として保障されることになるものであるとしている¹²⁾。そして、「現在の多数者の常識・既成概念に挑戦する少数者の異端の思想を多数決によって禁圧してはならない」という真理探究・学問研究の原則とその営為が「民主的社会」成立のための「不可欠の

本質的前提」となるという真理探究・学問研究の意義を確認した上で¹³⁾、特別の自由を中心に論述が進められる。以下では、高柳はなぜ教員研究者の特別の自由としての学問の自由を認めるのか、そしてそれはどのような内容・性格を有するのかについて確認し、高柳自治論の理論的基盤を素描したい。

(3) 学問の自由の保障根拠としての教員研究者の専門職能的自由と労働者性

高柳は、「信仰、思想、言論、出版等の人間行動・社会的営為」は「すべての人が、その職能・地位等にかかわりなく、一般市民としての立場で、普遍的に当然に行うところのものであるが、学問研究は、それを生涯の職業として選んだ専門職能集団 (profession) に属する人々のみが有効ないし有意義に営みうるというもの¹⁴⁾という学問研究の特異性に着目し、その特異性に応じるのが「特別の自由」であるとしている。

教員研究者が使命とする専門職能とは「精神的創造力・構想力の発揮による自然・社会の法則の認識であり、また教育という無形の価値の生産であ」って「これは他人が外から命令することによって果しうることではない」ものである¹⁵⁾。「専門職能として、それに内在しこれを支配する法則によりいっそう忠実に従わしめることが、当該専門職能の役務水準をいっそう向上せしめ¹⁶⁾ることになり、よって、教員研究者がその能力を最も発揮し、結果として社会に対して最大限の貢献を果すことになる。そのため、専門職能に応じた「専門職能的自由」が必要となる。高柳によれば、教員研究者の専門職能的自由とは「その専門にかかわる教育研究について、主題、人的対象及び方法——何を、誰に、どのように教えるか、或いは何を、誰と、どのような手段方法により研究するか——を自ら決定すること」、そして「大学の教授 (= 講義) 資格の授与権、教員研究者の身分保障およびかれらの集团的自律権 (自主懲戒権)」となる¹⁷⁾。

そして、その専門職能である教員研究者は研究手段を自己所有していない。「近代科学の時代」においては、「学問研究の量的・質的に最も重要な部分」は「学問研究を主たる社会的使命とする研究者によって遂行される¹⁸⁾。しかし、「(その研究者が) 研究手段を自ら所有するという事態は、近代資本制社会においては、きわめて稀にしか生じえない。研究者 (或いは研究者たろうとする者) は、大部分の場合、生活手段と同時に研究手段から切り離されている¹⁹⁾。研究者は、貨幣を所有する他者 (大学等の研究機関・高等教育機関) によって雇い入れられ、「生活資料」とともに「研究手段」を供与されなければ²⁰⁾、学問研究を為すことができないのである。高柳は研究手段を自己所有しない教員研究者の使用人性 (それは、マルクス経済学における労働手段を持たない労働者のように。) に着目し、それゆえに「(教育研究機関の) 設置者であり、しばしば同時にそこにおける教員研究者の使用人であるところの管理者乃至管理機関 (国の教育行政当局、私立学校法人の理事会等)」との間で生じる教員研究者の学問の自由を巡る緊張関係のために特別の自由が必要となることを指摘する。つまり、高柳自治論では、専門職能である教員研究者が使用人たる立場で、上記のような内容の専門職能的自由を発揮するために、その阻害要因となる「市民法 (公法・私法の両者を含む) 上当然にもつところの設置管理者乃至使用者としての諸機能——職務 (業務) 命令権、監

督権、懲戒権、免職処分（解雇）権等——²¹⁾を「制限・排除」するために教員研究者の特別の自由を必要とし、そこに学問の自由の核心があると捉えられている。

（４）学問の自由と市民的自由

続いて、高柳は、学問の自由が特権でしかない場合に生じた悲劇を歴史的教訓として挙げて、教員研究者の特別の自由としての学問研究の自由が広範な市民的自由を基盤としなくてはならないこと、そして特別の自由と市民的自由とが同質であることを確認している。

特権としての学問の自由は、大学教授という地位に対応して、「国家の利害の観点」²²⁾から国家によって付与される「閉鎖的・身分的自由」であり、教授自身も含めて「市民的自由の一般的不在のところで形成された学問の自由」と言えるものであった²³⁾。そのため、特権としての学問の自由は「強力な国家権力の前に十分の抵抗の役目を果たしえ」るものではなく、しかもそれは「自由な野的立場から広く湧き出てくる革新的学問」に対しては排他的に「学問的権威主義」として機能してしまう。結果的に、特権として学問の自由を保障された大学教授は、「広汎に湧き出てきた民衆の自由な知的エネルギーに支えられ、これを取り入れることによって、民衆に奉仕すると同時に社会の絶えざる進歩に対して知的リーダーシップをとるという貴重な役割をはたすことができず」、その特権も「脆弱な自由として止まる宿命」しかもちえなかったのであった。高柳は、そうした歴史的教訓から、市民的自由の保障とそれに支えられる「特別の自由」という構図を導き出している。

そして、高柳が「特別の自由」を主張する際に強調するのが市民的自由と学問の自由との同質性であることは見落とすことはできない。高柳自治論について「学問の自由が国民一般に保障されたもの」ではないとする理解が示されることがあるが²⁴⁾、それは「特別の自由」についての理解がやや表面的であると言える。学問の自由についての「特別」という表現は上述の通り「特権」を意味するものではないし、当然に法の下での平等に反するものでもない。教員研究者の特別の自由とは、「思想の自由および思想の交易の自由等の市民的自由を教育研究機関に貫徹させるための自由であり、「市民的自由と学問の自由とは、その本質を同じくし、大学の内外との法的環境の相違の故に、その現象形態を異にするのみである」²⁵⁾。この学問の自由と市民的自由との同質性は、「学問研究共同体における真理探究プロセス」に「参加するすべての者」が学問の自由を享受でき²⁶⁾、さらには学問研究共同体内の成員は「学生をも含めてすべて平等であ」²⁷⁾るという学生参加論および全構成員自治論の理論的基盤を導き出す。つまり、教員研究者の学問の自由は特別の自由として市民一般のものと区別されるが、実は教員研究者の学問の自由とは教員研究者が市民として有する市民的自由そのものであり、特別の自由とは、教員研究者の市民的自由を労働者たる立場で使用者・管理者が有する「金銭の支配力」との対抗関係という特殊な環境のうちに保障することを論述するための高柳の論法に過ぎないと言っても言い過ぎではないだろう。学問の自由の内容の一つに挙げられる教員研究者の「身分保障」も、それは「過度の特権」ではなく、「教育研究という専門職能が専門職能として存在しうるための最低不可欠の必要条件であり、かれらに市民的自由を回復せしめるところのもの」なのである²⁸⁾。

2. 高柳自治論における「金銭の支配力」と財政自治権の未確立問題

(1) 財政自治権の未確立問題と「金銭の支配力」

では、大学の自治に論点を移したい。高柳は、学問の自由の内容の一つに大学の自治を挙げ、学問の自由の「制度的自由」・「職能的自由」・「機能的自由」として大学の自治を捉えるが²⁹⁾、その内容については固定的ではないとしながらも、主に「教員人事の自主決定権」、「研究教育の内容・方法・対象の自主決定権」、「施設管理上の独立性」、「財政自治権」などを挙げている³⁰⁾。特に、財政自治権については、理論上は認められるものの、現実には未だ確立に至っていないことが指摘されている³¹⁾。しかもそれは、「意識的な政策の結果」であり、歴史的にも『学者共和国』の政治体制への謀反の可能性が生ずるといって、意識的政策的に、大学を財政上政府に従属させ「てきたのであって、「これは日本の大学自治の制度においても継承採用され」たものであるという³²⁾。ここでは財政自治権が未確立ゆえに生じる問題とそれに対する高柳の対処策について整理したい。

高柳は、財政自治権の内容はこれも「固定的」ではないとしつつ、「——消極面についていえば——教育研究手段を賄う資金を支配する者が、それを支給するかしないか、どの程度どういうバランスで支給するか等を自由に決定できる権能をもち、そのことによって、教育研究者の教育研究意思および教育研究内容を直接間接に統制してはならないということであり、また、——積極面についていえば——教育研究費が教育研究者の社会的使命達成を可能ならしめるだけ十分に支給され、その配分・使用について、教育研究集団の実質的な自主決定の権能が認められなければならないということである」³³⁾との理解を示している。教員研究者が研究手段を自己所有しなかったのと同様に、その共同体たる大学も「他人の金を当てにしなければやってゆけない事業体である」³⁴⁾。そのため、貨幣所有者の市民法（公法・私法）上の権能（与えるか否かの自由、いかなる態様で与えるのかの自由等）と学問研究との間で緊張関係が生じる。そうした状況の下で、財政自治権とは、貨幣所有者が市民法上の権能を大学との関係で貫徹し、大学が貨幣所有者の「金銭の支配力」に従属することがないようにするものであり、それは学問の自由ならびに大学自治の他の内容を実効性あるものにする「裏づけとなるべき制度」³⁵⁾であるとして、他の内容に比べ特段の重要性を認められている。

しかし、実際には財政自治権は未だ確立していない。そのため、「ごく日常的な制度的改良・拡充であっても、その採否の最終的決定権は財布の紐を握る政府・国会にあるから、予算的に通りやすい、学問の論理からすれば必ずしも合理的でないところの制度いじりがえてして通りがちであり、それがつぎつぎと積み重ねられることによって、矛盾が矛盾を生み、その結果は、学生に最も多くしわよせされる」³⁶⁾という状況を招いていることは、今日でも言い得たところである。さらに、財政自治権の未確立状態は、大学当局や教員研究者の内面にまで「重大な影響」を与えることになる。つまり、「大学内に、財政支持者の好感を得たいという『内からの迎合欲』(an inside desire to please)を醸成し、また、大学当局をして大学の公衆に与えるイメージ(public image)に気を遣わしめ、教員研究者をして大学の人気(popularity)を気にせしめることになる。それは、大学の

『世間的受け』(public relations)を傷つけまいとする配慮を生み、やがては、当代の学界または社会の風潮に順応した大学人事に心がける予防的な自主規制路線を、半ば無意識的に形成してしまう。大学の学外の資金源に対する関心は、大学人の心を事前に支配し、また、大学内における教育研究の自由に対して潜在的に大きな規制力を与えているのである。³⁷⁾「金銭の支配力」は研究者の研究心にも及び、純粋に真理を探究し、主体的に社会に対して奉仕する研究者像を構造的に崩壊させることになるのである。

(2) 財政自治権の未確立問題の対処策

そして、高柳はこのような財政自治権の未確立問題についてその対処策を示している。大学内部の対処策については、高柳は以下のように述べている。つまり、財政自治権の未確立という事態のなかで「大学が学問研究共同体としての独立性を確保する道は、共同体内部に真に自由な自治的な体制を確立するほかない。(中略)。なによりも第一に、研究財政上の自由を原理的に正しく把握し、この問題に対処する確固たる理念的態度を樹立すべきことはいうまでもない。その上で、大学の自由と研究者個人の自由との関係について、学問研究共同体内部で真に自由な民主的な討論を重ねて、共通の理念と合意を形成する努力をしなければならない。」³⁸⁾学問研究共同体の構成員を教員研究者に限定せず、学生等をも含み込むことによって、幅広い構成員間の「信頼関係」のもとで「内なる道義的力」³⁹⁾を形成して、学内財政の民主化・自律化を図ろうとした。

しかし、高柳が言うように、財政自治権の未確立は政府の「意図的な政策の結果」であり、それを個別大学内部に自治体制の形成の問題として転嫁するには、荷が重過ぎるだけでなく、財政自治権の確立という課題を根本的に解決することは難しい。そこで高柳がもう一方の側面からの解決策を指摘している。すべての大学間での「連携団結」による対処である。つまり、政府に従順な大学とそうでない大学との「差別的な取扱い」に乗ぜられず、政府の金銭の支配力(「財政力・財産管理権」)に対して「すべての大学の共同の理論闘争」によって財政自治権の「理念」を確立し、「すべての大学の自主的な全国組織化」によってその理念を「制度的に支える」⁴⁰⁾。高柳によれば、財政自治権が未確立の状態は、政府との関係では、特に国立大学については「一般の財政制度、予算制度、会計制度がそのまま運用され」、そのため教育研究計画が「行政官僚の財政配慮従属する」という形で具象化されている⁴¹⁾。その対処策として、イギリスのUGC(大学補助金委員会)による配分支給が想定され、「国民所得の一定割合を大学が自主的に確保管理しうる仕組みを確立する」⁴²⁾ことで一般の財政制度とは別枠の高等教育財政制度の形成の必要性が指摘されている。このように、高柳は、財政自治権の未確立問題に対して、個別大学内部では全構成員自治体制の確立によって、研究費等の学内財政の民主化を実現するとともに、対外的には大学連合体の形成によって政府が独占的に管理している高等教育財政を解放し、その自主管理を担うという大学内外の二側面からの解決策・対処策を示している。

(3) 名宛人としての学校設置者

ここで、改めて、学問の自由の名宛人についての高柳の理解に言及しておけば、高柳自治論では学問の自由の名宛人は国家権力に限定されない。つまり、「学問の自由保障の主眼は、研究手段から切り離された研究者が、研究教育機関設置者のもつ諸権能から解放されて真理を探究し成果を公表（民衆に還元）しうることを保障するところにある」。そのため、「名宛人には私的な学校設置者も含まれ、私立学校の教員は当該大学設置者・学外管理者に対する関係において、研究教育の自由を保障されるのであり、「国立大学における大学の自治権や教育の自由の保障規範の名宛人も、一般公権力主体としての国家ではなく、大学設置者としての国家であると解すべきなのである」との理解が示されている⁴³⁾。これは「金銭の支配力」との対抗関係に着目するがゆえの名宛人理解である。こうした理解の下では、従来の大学自治論が有効な視点を提供できなかった私立大学の問題（例えば、「私立大学の教授の学説が国家権力によって弾圧されるのが、(中略)学問の自由の侵害であって、その教授が(中略)、理事者と対立する思想を講義や論文でのべたといって、理事会によってくびをきられることは、なんら学問の自由の侵害ではないことにな」ってしまうという問題⁴⁴⁾。)にも対応が可能となる。

おわりに

ここまで、高柳自治論の基盤をなす「市民的自由説」、財政自治権の未確立と「金銭の支配力」への服従の問題、さらに名宛人の問題を中心に高柳自治論を再整理してきた。あえて特筆するまでもなく、総じて、高柳自治論は「金銭の支配力」対大学・教員研究者という構造的な緊張関係を一貫して意識し続けた。一方、近年の高等教育政策では、大学の「自治」という用語ではなく、大学の「自主性」・「自律性」という用語が頻繁に用いられており、この政策用語としての「大学の自主性」の本質を解明することが現代高等教育政策分析の研究課題の一つに挙げられる⁴⁵⁾。その際、高柳自治論で展開された学問の自由や大学の自治の概念やそこで高柳が見せた「金銭の支配力」や国家権力に対する姿勢というものは、政策用語としての「大学の自主性」との比較軸として位置付けられるものとする。最後に、ここまでの高柳自治論の素描を通して得られた同自治論の現代的意義および現代高等教育政策分析における視座を挙げ、本稿のまとめとする。

1つ目は、学問研究の自由・大学の自治の侵害要因を学校設置者による「金銭の支配力」に集約し、名宛人を学校設置者としたことである。それは、最大の貨幣所有者である政府による競争的経費の増額と「支援」という金銭的誘導のかたちでの統制について警鐘を鳴らすものとなる。競争的経費が多様化し、外部資金への依存度が増すことは、財政自治権の確立とは方向を異にするものであり、大学における教育研究活動が多様な統制・干渉に晒されることを意味することを改めて認識させることになる。

ただ、名宛人を学校設置者と限定することには一定の検討が必要であろう。高柳は「金銭の支配力」に着目するゆえに名宛人が学校設置者となり、そのため私学設置者と私学教員という私人間関

係に大学の自治概念を当てはめ、それらの関係を的確に捉えた。しかし、今なお、例えば警察権力による強権的介入の危機は存在しており、学校設置者だけに限定すれば、こうした一般公権力としての国家権力を捨象してしまう。また、こうした名宛人理解では、高柳自治論では個別大学とその設置者間との問題にとどまり、設置者一被設置者関係内に捉え切れない高等教育行政や学術行政の作用（設置主体を問わない競争的機関補助など）を看過してしまう恐れもある。よって、一般公権力を名宛人にする従来の捉え方を廃すことはできず、名宛人は学校設置者にも拡大されると捉えられるべきであろう。

2つ目は、高柳自治論では全構成員自治を志向し、大学の“自律性”の基盤が大学内部に求められたことである。高柳は、大学自治に学生や「若い研究者（助手・大学院学生等）」を加えることによって、彼らが自らの学問の自由を保障するとともに、教員研究者の独善性を排除し、大学の“自律性”を大学内部の多様な構成員による「内なる道義的力」に求めた。これは、アカウンタビリティの必要性が叫ばれるなか、1991年の大学評価制度の導入以降、評価結果の公表が義務付けられ、評価主体が学外に置かれるなど、大学の自律性を学外からの目によって他律的に担保しようとしてきた高等教育政策とは対照的である。ただ、本稿では高柳自治論における自治主体の検討は教員研究者を中心になされ、自律性の担い手となる他の構成員については十分な検討ができなかった。そのため、高柳自治論の主体論や学生参加についての検討は別稿に記したい。

3つ目に、財政自主権の確立に向けて、個別大学のみの問題として捉えるのではなく、すべての大学の連携による対処の方向性を示したことである。アカデミック・コミュニティ（学問研究共同体）が個別大学内に限定せず、より広い大学界として捉えられた。競争的経費の増額や18歳人口の減少によって、財政的に富める大学とそうでない大学とがより顕著となり、大学間の関係が競争で捉えられることはこれもまた対照的である。ただ、高柳自治論ではUGCを具体的な大学連合体像として想定しているものの、個人の学問の自由や個別大学の自治に比べ、大学連合体論や拡大的なアカデミック・コミュニティの自治については十分な理論形成はなされていないように思われる。これは今日の高等教育研究にも当てはまる課題であると言えるだろう。必ずしも水準維持行政や設置基準行政に限定されない幅広い高等教育行政権能を担う主体として大学連合体を位置付けるための、広範なアカデミック・コミュニティの自治論を構築するのは我々の課題であり、その際、その理論的主柱として「金銭の支配力」を意識した高柳自治論が据えられるべきであると考えらる。

〔注〕

- 1) 奥平康広「刊行にあたって」、同編『現代憲法の諸相』専修大学出版局、1992年、iii頁。
- 2) 上村安敏「高柳信一著『学問の自由』」『法律時報』第675号、1983年、87-89頁。寺崎昌男「書評 高柳信一著『学問の自由』」『社会科学研究』第36巻第1号、1984年、219-226頁。
- 3) 兼子 仁「大学における学生の地位 —研究と教育との関係にふれて—」『大学問題の法社会学的研究』（『法社会学』第22号）、1970年、1-29頁。

- 4) 世取山洋介「新自由主義教育改革と教育の公共的性格」『法学セミナー』第594号、2004年、50-54頁。そのほか、細川 孝「高柳信一『学問の自由』岩波書店、1984年」(『現代社会と大学評価』第2号、2006年、162-165頁。)、浅川千尋「『学問の自由と大学の自治』論の再考—学説の検討を中心にして—」(『阪大法学』第43巻第2・3号下巻、1993年、637-649頁。)など参照。
- 5) 高柳信一『学問の自由』岩波書店、1983年、113頁。
- 6) 同上書、65頁。
- 7) 同上書、107頁。
- 8) 同上書、65頁。
- 9) 成嶋 隆「学問の自由」、小林孝輔・芹沢 斉 編『基本法コンメンタール 憲法 [第4版]』(『別冊法学セミナー』第149号)、日本評論社、1997年、142頁。
- 10) 高柳、前掲『学問の自由』、62-63頁。
- 11) 同上書、47頁。
- 12) 高柳信一・大浜啓吉「学問の自由」、有倉遼吉・小林耕輔 編『基本法コンメンタール 憲法 [第3版]』(『別冊法学セミナー』第78号)、日本評論社、1986年、98頁。
- 13) 高柳信一「学問の自由と大学の自治—歴史的序論—」『公法研究』第29号、1967年、35頁。
- 14) 高柳、前掲『学問の自由』、46頁。
- 15) 同上書、67頁。
- 16) 同上書、74-75頁。
- 17) 同上書、76頁。
- 18) 同上書、62頁。
- 19) 同上書、62-63頁。最初の括弧内は引用者による。
- 20) 同上書、63頁。
- 21) 同上書、65-66頁。
- 22) 同上書、54頁。
- 23) 同上書、128頁。
- 24) 今橋盛勝「学問の自由」、有倉遼吉 編『憲法(1)』、三省堂、1977年、302頁。
- 25) 高柳、前掲『学問の自由』、121頁。
- 26) 同上書、41頁。
- 27) 同上書、131頁。
- 28) 高柳・大浜、前掲「学問の自由」、101頁。
- 29) 高柳、前掲『学問の自由』、279-280頁。
- 30) 高柳・大浜、前掲「学問の自由」(102-103頁)、および高柳、同上書(279頁)。
- 31) 高柳・大浜、同上書、103頁。
- 32) 高柳信一「大学の自治と学生の自治 その一」『法学セミナー』第154号、1969年、8頁。

- 33) 高柳、前掲『学問の自由』、109 頁。
- 34) 同上書、102 頁。
- 35) 同上書、109 頁。
- 36) 高柳信一「大学紛争と大学運営法」『法学セミナー』第 163 号、169 年、19 頁。
- 37) 高柳、前掲『学問の自由』、104-105 頁。
- 38) 同上書、116 頁。
- 39) 同上書、131 頁。
- 40) 高柳信一「大学自治の理念構造 —大学運営臨時措置法との関連において—」、渡辺洋三・利谷信義 編『現代日本の法思想』日本評論社、1972 年、67 頁。
- 41) 高柳、前掲『学問の自由』、201 頁。
- 42) 高柳、前掲「大学自治の理念構造 —大学運営臨時措置法との関連において—」、67 頁。
- 43) 高柳・大浜、前掲「学問の自由」、103 頁。
- 44) 拙稿「『国公立大学を通じた大学教育改革の支援』の現状と問題点 —『大学の自主性』に関する検討の一材料として—」（『現代社会と大学評価』（大学評価学会年報）第 3 号、2007 年 3 月発行予定）、細井克彦「大学マネジメントと国立大学法人」（同第 2 号、2006 年 3 月、23-44 頁）など。